

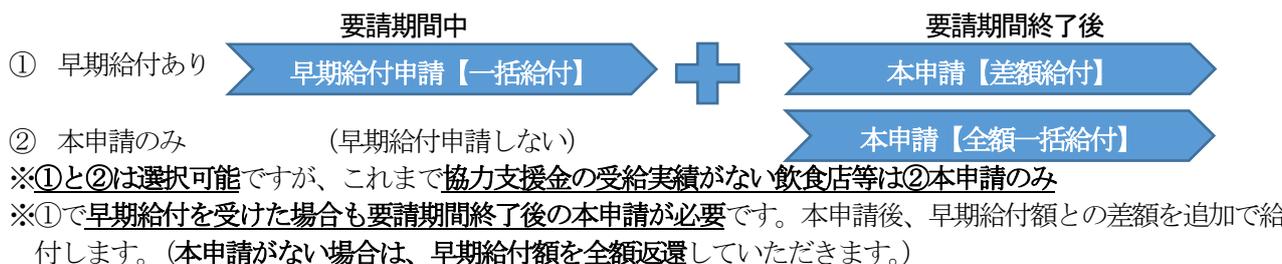
まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【令和4年1月～2月分】 **早期給付**

営業時短等要請「1/27～2/20」に伴う協力支援金について、
要請期間終了後の本申請前に一部を受けることができます。

【注意！】早期給付を受けた場合も要請期間終了後の本申請が必ず必要です！！
本申請が行われない場合は、早期支給で受領した分を全額返還していただきます

原則、要請期間終了後に申請受付・給付していた協力支援金ですが、1/27～2/20要請分については、申請要件を全て満たす場合、要請期間終了前の申請により給付額の一部を受けることができます。

◆1/27～2/20要請分の協力支援金の申請方法は、次の2パターンになります。



<従来の営業時間が21時までのお店で、要請期間中に第三者認証を取得した方へ>

従来の営業時間が5時から20時超21時までのお店については、認証後、従来の営業時間に戻すことや酒類の提供も11時～20時まで可能となります。但し、認証日から要請期間終了日までの期間は、支援金の対象外となり、早期給付分の過払いが生じて、差額を返還していただくことがありますのでご注意ください。

対象施設・申請要件

飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けて営業する「飲食店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）」、「キャバレー喫茶・カラオケボックス等の遊興施設」、「結婚式場」等のうち、次の全ての要件を満たす者

| 従来の営業時間 | 認証店 | 認証店以外 |
|---------------------|--|--------------------------------|
| 20時までの営業 | 支援金の対象外 | |
| 20時を超えて 21時までの営業 | 5～20時までの営業時短（酒類提供停止） ※従来の営業時間（20時超21時まで）での営業や、 11時～20時まで酒類を提供することも可能ですが、 この場合は支援金の対象外 | 20時までの 営業時短 （酒類提供 停止） |
| 21時を超えて 営業 | 次のいずれかを選択（当初の選択は変更できない） ①5～20時までの営業時短（酒類提供停止） ②5～21時までの営業時短（酒類提供11～20時まで） | |

- 要請期間1月27日（遅くとも1月29日）から2月20日までの全ての期間において、道の要請に応じていただくこと
- 中小企業・個人事業者であり、かつ要請期間終了後から受け付ける全期間分の本申請を支給額を売上高に応じた算出する「売上高方式」で申請すること
- 令和3年5月12日以降の要請に伴う協力支援金（飲食店等）の受給実績があること
- 要請期間中、営業時間短縮や酒類提供の停止などを店頭（店外）に掲示すること
- 令和4年1月26日時点で飲食店営業許可等を取得（要請期間の全てで当該許可が有効であること）としており、かつ営業実態があること

早期給付額・受付期間・申請方法

- 早期給付額 1施設（店舗）当たり35万円
- 受付期間 令和4年2月4日（金）～令和4年2月14日（月）
- 申請方法 石狩管内（札幌市を含む）の市町村、小樽市及び旭川市 以外の申請先
〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 北海道感染防止対策協力支援金事務局 宛
※電子申請は右記のURLで受け付けします。 URL <https://feb-s.hokkaido-shienkin.jp>
※石狩管内（札幌市を含む）の市町村、小樽市及び旭川市については各市町村へご確認ください。



《お問合せ》

北海道感染防止対策協力支援金事務局

専用ダイヤル 011-350-7377（受付時間：8：45～17：30）